

栄福第723号
令和4年2月21日

みなみ栄保育園に園児が在園する保護者の勤務先事業主の皆様

栄町長 岡田 正市



臨時休園期間の決定及び臨時休園に伴うご配慮のお願いについて

日頃より、本町の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことから、みなみ栄保育園を令和4年2月19日（土）から部分休園とし、臨時休園期間を2月21日（月）といたしておりましたが、新たな感染者が発生したことにより、2歳児クラスの一部児童については、休園期間を下記のとおり延長いたします。

事業主の皆様方におかれましては、このような状況をご勘案いただき、みなみ栄保育園に在園する園児の保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況によっては、期間延長となる場合も想定されますので、その際には再度ご連絡させていただきます。

記

臨時休園期間

① 2歳児クラスの一部児童

令和4年2月22日（火）から令和4年2月25日（金）まで